

第5回 介護保険で利用できるサービス（その2）

第4回では、介護保険で利用できるサービスとして居宅・介護予防サービスについてお知らせしました。今回は施設サービスやその他のサービスについてお知らせします。

<施設サービス>介護保険施設として下記の施設があります。入所を希望するときは直接施設に申し込みます。

●**特養（介護老人福祉施設）** ※原則、要介護3以上の方のみ入所できます。

自宅での生活が困難な方が対象の施設です。食事や入浴などの介護が24時間受けられます。

【市内にある施設】・水茎の里・赤煉瓦の郷・ふれあい・安土やすらぎの郷

●**老健（介護老人保健施設）** ※要介護1～5の方のみ入所できます。

自宅復帰を目標としたリハビリを中心に、食事や入浴などの介護を受けられる施設です。

【市内にある施設】・ヴォーリズ老健センター・エスペラル近江八幡

●**その他の施設（介護療養型医療施設・介護医療院）** ※要介護1～5の方のみ入所できます。

長期間にわたり医療や介護が必要な方が対象の施設です。

県内には5か所の施設があります

<その他のサービス（地域密着型サービス）>住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。代表的な4つのサービスを紹介します。

●**認知症デイ（認知症対応型通所介護）**

認知症と診断された高齢者が介護やリハビリを日帰りで受けられる施設です。

●**グループホーム（認知症対応型共同生活介護）** ※要支援1の方は利用できません。

認知症と診断された高齢者が少人数で介護や支援を受けながら共同生活する施設（住居）です。

●**小規模多機能型居宅介護**

「通い（デイサービス）」、「訪問（ホームヘルプ）」、「泊まり（ショートステイ）」のサービスを一体的に受けられます。利用料は月額定額制です。

●**看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）** ※要支援1・2の方は利用できません。

「通い（デイサービス）」、「訪問（ホームヘルプ、訪問看護）」、「泊まり（ショートステイ）」のサービスを一体的に受けられます。利用料は月額定額制です。

今回は、施設サービスやその他のサービスについて紹介しました。サービス内容等でご不明な点があれば介護保険課までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

介護保険課(ひまわり館1階)

TEL 33-3511 FAX 31-2037